

第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画 編

(概要版)

人と自然が共生する
環境にやさしいまち



明治時代中期に移築された草庵「松花堂」
松花堂庭園 八幡市八幡女郎花

ごみ処理基本計画策定の基本的な考え方

はじめに

私たちの生活は豊かになりましたが、一方でごみが大量に排出されることで温暖化などの地球環境レベルの問題を引き起こしたり、不法投棄などの身近な問題も起こったりしています。

私たちは、毎日の生活を営むことに伴って出てくる廃棄物の排出を抑制するため、廃棄物を適正に分別し、保管し、収集し、運搬し、再生し、処分しなければなりません。

また、生活環境を清潔にすることにより、環境の保全及び公衆衛生の向上を図らなければなりません。第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画はこのための計画であり、前期計画を引き継ぎつつ、新たなごみ処理行政の推進に向けた見直しを行いました。

見直しに当たっては、循環型社会の実現に努めることを前提に、国が平成28年9月に示されたごみ処理基本計画策定指針を基に策定しました。

本市におきましては、まちづくりの基本目標の一つとして、「豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち」を掲げ、循環型社会の推進に向けた施策に取り組んでおり、Reduce（リデュース:発生抑制）、Reuse（リユース:再使用）、Recycle（リサイクル:再生利用）の3Rを推進し、ごみの減量化をめざしております。

だれもが快適な生活を送るためには、廃棄物の量的な抑制とともに、循環的な利用を図る必要があります。循環的な利用が行われない資源については適正な処分を行うことによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減しなければなりません。特に、使用済電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、これまで燃やさないごみとして埋め立てられていた金や銅などの有用金属を回収でき、また小型家電の処理に伴う環境負荷を減らすことに繋がるリサイクルの必要性を周知し小型家電の回収を行います。

ごみの処理の根本責任は市が負うという認識に立ちつつ、市民の皆様の協力を得ながら、ごみ処理の確実な履行を推進してまいります。

結びに、計画の策定に当り、八幡市環境審議会委員の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提言を頂きましたことに、心から感謝申し上げます。



平成29年3月 八幡市長 堀口文昭

計画の期間

八幡市では、一般廃棄物処理基本計画を、平成6年度から平成28年度まで、2次にわたり策定してきました。

この計画の目標年度が終了することに伴い、次期計画として平成29年度から平成38年度までを計画期間とする第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。

なお、本計画は今後の社会情勢の変化、他の計画との整合を図ることとし、長期間の設定はしないこととします。

基本理念

(1) 基本理念の考え方

基本理念の考え方として以下4つの項目を掲げます。

- ① 全過程における環境負荷低減
行動や取組の根本は、生産・流通・消費・廃棄（再生利用）の全過程において、環境に与える負荷の低減を図ります。
- ② 優先順位などに基づく基本的活動スタイル
循環型社会形成推進基本法で明確となった廃棄物処理の優先順位 1)発生抑制 2)再使用 3)再生利用 4)適正処分の考え方に則り、発生抑制を最優先にした、環境にやさしいライフスタイルや事業活動を市民、事業者（市を含む）の基本的な活動スタイルとします。
さらには、廃棄物処理法に基づく国の基本方針も念頭に入れた基本的な活動形態とします。
- ③ 市民や事業者の役割と行動
市民や事業者がそれぞれの役割を明確にするとともに、ごみを作らない地域リサイクル活動や、事業者によるごみにならない製品の供給や共同リサイクルシステムの形成を作ることとします。
- ④ 三者の役割による取組
市民・事業者・市の個々の取組だけでは限界があるため、環境に配慮した販売システムの確立など三者協働による取組の情報を共有しながら展開し、さらには経済的な手法も念頭に置き展開するものとします。

(2) 基本理念

本計画の基本理念は次のとおりとします。

**三者協働により持続可能な社会の実現をめざす
廃棄物の減量と資源の循環**

市民・事業者・市が環境にやさしい生活や事業活動を自ら実践していくとともに、三者が協働して発生抑制を優先した取組を展開します。

さらに、みんなが参加できるリサイクルシステムを確立するなど、持続可能な社会を実現します。

基本方針

(1) 発生抑制優先行動への転換

取り組み目標	使い捨て商品の使用の自粛や壊れた製品の修理など、三者協働による環境にやさしいライフスタイルへの転換
	1) 三者協働による取組
	2) 環境にやさしいライフスタイルへの転換
	3) 環境に配慮した事業活動への転換

(2) 廃棄物の減量と資源の循環（適正分別、リサイクルの推進）

取り組み目標	廃棄物の減量に向けた適正分別を徹底し、廃棄物の減量、廃棄物のリサイクルを推進し、みんなが参加できるリサイクルシステムの構築
	1) 分別排出ルール of 周知徹底
	2) 地域におけるごみ排出管理の徹底
	3) みんなが参加できるリサイクルシステムの構築
	4) リサイクルシステムの安定化
	5) 適正料金負担のあり方の検討
	6) 清潔な都市の維持

(3) 事業系ごみの3Rの推進

取り組み目標	ごみの排出者責任の確立
	1) ごみの自己管理意識の浸透
	2) 排出ルールの明確化と徹底
	3) 事業所への減量指導の強化
	4) 許可業者へ指導強化
	5) 搬入検査等の充実
	6) 資源共同回収システムの構築
	7) 自動販売機空き容器回収の徹底
	8) 市が率先してごみ減量化を推進
	9) ごみ処理費用の適正負担

(4) 環境負荷の低減をめざしたごみ処理システムの構築

取り組み目標	リユース、リサイクルに適した収集体制の確立と計画的な循環型社会基盤施設の整備
	1) リサイクルと適正処理の推進に適した収集・運搬体制の確立
	2) 収集・運搬事業の効率化の推進
	3) 人に優しい効果的な収集システムの検討
	4) 収集作業の安全性の確保
	5) 環境に配慮した収集機材の拡大
	6) 循環型社会基盤施設の計画的な整備
	7) 最終処分場の安定的な確保
	8) 適正処理困難物への対応強化

(5) 計画推進のための基盤整備

取り組み目標	減量の取組を支える基盤づくりと計画の進行管理の仕組みづくり
	1) ごみ処理基本計画の進行管理
	2) 計画推進体制の確立
	3) 相互理解・協働体制の確立
	4) ごみ減量等推進のための条例の整備
	5) 広域的連携の強化
	6) 循環型社会形成をめざした新たな社会経済システムの構築

将来のごみ発生量と減量目標

人口の将来予測

八幡市人口ビジョンを基にして、平成 38 年度人口は 71,360 人と推計しました。

(単位:人)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
74,191	74,181	73,928	73,553	73,172	72,992	72,448	72,476
29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
72,557	72,689	72,820	72,952	72,704	72,455	72,207	71,958
37年度	38年度						
71,709	71,360						

廃棄物の減量目標

平成 13 年度から平成 27 年度における人口増減による人口推計から算定しました、平成 38 年度市民一人一日当たりのごみ排出量の目標値は 780 グラムですが、これを基準とし、さらなる削減施策を図りごみ排出量を削減することを目指します。

リサイクル率については 35%を目標値とします。より市民等への周知を図りリサイクル率の向上を目指します。

ごみ排出量 1 人 1 日当たり	26 年度実績	33 年度目標値	38 年度目標値
ごみ処理基本計画	820.0 g	800.0 g	780.0 g

リサイクル率一覧	26 年度実績	33 年度目標値	38 年度目標値
ごみ処理基本計画	14.86%	30.00%	35.00%

八幡市	単位	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
人口	人	72,557	72,689	72,820	72,952	72,704	72,455	72,207	71,958	71,709	71,360
ごみ量	t	21,557	21,594	21,694	21,674	21,600	21,526	21,511	21,378	21,304	21,200
家庭系ごみ	t	17,340	17,371	17,451	17,435	17,376	17,316	17,304	17,197	17,137	17,054
排出抑制量	t	2,138	2,142	2,152	2,150	2,143	2,135	2,134	2,121	2,113	2,103
集団回収	t	2,138	2,142	2,152	2,150	2,143	2,135	2,134	2,121	2,113	2,103
排出量	t	15,202	15,229	15,299	15,285	15,233	15,181	15,170	15,076	15,024	14,951
収集ごみ	t	15,202	15,229	15,299	15,285	15,233	15,181	15,170	15,076	15,024	14,951
可燃ごみ	t	11,501	11,522	11,574	11,563	11,524	11,485	11,477	11,406	11,366	11,311
不燃・粗大ごみ	t	2,285	2,289	2,300	2,298	2,290	2,282	2,280	2,266	2,258	2,247
プラスチック製容器包装	t	791	792	796	795	793	790	789	784	782	778
資源物	t	622	623	626	626	623	621	621	617	615	612
小動物	t	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
事業系ごみ	t	4,217	4,223	4,243	4,239	4,224	4,210	4,207	4,181	4,167	4,146
排出量	t	4,217	4,223	4,243	4,239	4,224	4,210	4,207	4,181	4,167	4,146
直接搬入	t	4,217	4,223	4,243	4,239	4,224	4,210	4,207	4,181	4,167	4,146
可燃ごみ	t	3,514	3,520	3,536	3,533	3,521	3,509	3,506	3,485	3,473	3,456
不燃ごみ	t	311	311	313	312	311	310	310	308	307	305
剪定枝・魚腸骨	t	392	392	394	394	392	391	391	388	387	385

市、市民、事業者の役割

廃棄物については、①できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、なお、適正な循環的な利用が行われないものについては、⑤効果的な処分を行うこととされております。

これら、循環的な利用を促進するためには、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要であります。

市の役割

市は、ごみの排出抑制に関し、普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより市民や事業者の自主的な取組を促進します。

ア) ごみの分別収集区分の見直しや資源物の集団回収への助成

ごみの排出抑制や再生利用の推進を図るため、分別収集区分の見直しや資源物の集団回収への助成、排出抑制や再生利用に取り組む小売店舗等の支援、再使用の促進などを実施します。

イ) 環境教育、普及啓発の充実

市民、事業者に対しごみ減量化・再生利用、ごみの分別に関する啓発や情報提供を行います。学校や地域において、ごみ減量化の意識を育むため、副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に取組めます。

エコ・ポート長谷山リサイクルプラザやクリーン 21 長谷山の焼却施設見学による環境教育を充実します。

ウ) 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底するなど、事業系ごみの排出抑制対策を講じます。食品販売事業者に対する減量化は、食品衛生リサイクル法に義務付けられており、同法の遵守周知を図ります。

エ) 容器包装廃棄物の排出抑制

消費者、販売事業者、行政の連携・協働によるレジ袋の撤廃、過剰包装の抑制、リユースびんの利用促進について検討し、消費者、販売事業者に対する普及・啓発に努めます。市民団体や市内量販店等と協力してレジ袋削減啓発の取組や、マイバッグ持参運動に積極的に取り組みます。

オ) リユースびん等のリユース容器の利用促進

リユースびんの利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努めます。その他のリユース容器についても、利用促進のため事業者や市民へ呼びかけます。

カ) 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品ロスの削減に向けて、事業者や市民への呼びかけに努めます。

キ) 環境物品等の使用促進

グリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。市役所自らが率先して環境にやさしい取組を進めます。

ク) 不法投棄防止・「美しいまちづくりまかせて！」事業の推進

市民等が市内の公園や歩道などを我が子のように愛情を持って面倒を見て頂き、一定区画の公共の場所を気持ちよく利用できるように、ごみを拾ったり樹木に水をやったり除草するボランティア活動を支援します。

ケ) レアメタルリサイクルの促進

国際的な資源制約の懸念の高まりに対応し、使用済小型家電等に含まれるレアメタルを効率的かつ安全に回収するための方策の検討を行い持続可能な物質循環の確保を図ります。

コ) 事業所への減量指導の強化及び表彰

ごみの減量化に貢献されている店舗・事業所の優良表彰制度を導入します。

サ) 水銀廃棄物対策

水銀に関する水俣条約を受け、水銀廃棄物対策に関し国の役割として策定される「①水銀廃棄物の適正回収のためのガイドライン策定等」指針に基づき、水銀廃棄物の回収体制の構築や、市民に対する周知徹底について城南衛生管理組合及び構成市町と協議します。

市民の役割

商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、商品の使用に当たっては、故障時の修理の履行等によりなるべく長時間使用することに努め、ごみの排出抑制に取り組みます。

ア) 容器包装廃棄物の排出抑制

自ら買い物袋やマイバッグ、ふろしき等を持参し、簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リユース容器）を用いている商品等を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組みます。

イ) リユースびんを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレトーパー等再生品を使用し、リユースびん等のリユース容器を選択し適切に返却するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。

ウ) 市民団体による集団回収の促進等

古新聞、古雑誌、空き缶、空きびん、ペットボトルについては、回収業者や、市の資源物として出すように努めます。

衣類等の不用品については、フリーマーケットやガレージセールの場合、市や民間団体が提供する不用品交換情報等を活用し、不用品の売却や・交換することに努め、ごみ減量化活動を積極的に推進します。

エ) 3きり運動への協力

「使い切り、食べ切り、水切り」の3きり運動を実施し、食品ロスの削減及びごみの減量化に協力します。

事業者の役割

ア) 発生源における排出抑制

原材料の選択や製造工程を工夫する、輸送工程を工夫する、取引慣行を改善する、不要となった物品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至る全体の流れにおいて排出されるごみの排出抑制に努めます。

イ) 過剰包装の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、容器包装の簡易化に取り組み過剰包装の抑制に努めます。

ウ) 流通包装廃棄物の排出抑制、リユース容器の利用促進

容器包装の利用、製造等に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、リユース容器を用いること、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に積極的に努めます。

エ) 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

使い捨て品の使用を抑制し、環境への負荷の少ないグリーン製品の推進に努めます。

オ) 食品廃棄物の排出抑制

食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫します。

外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組みます。

計画の推進

●計画推進のための基盤整備

ごみ減量目標の達成や適正処理を推進するため、関係機関・団体等との連携を強化し、計画推進体制を拡充します。また、必要に応じて「八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正するなど、条例等の整備を行います。

●計画の進行管理

計画の着実な推進を図っていくため、施策の進捗状況や、市民・事業者の取組状況を定期的に把握・点検・評価し、改善していくことが重量であり、PDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行い、施策の結果及び評価については、清掃概要等で公表します。

●広域的連携の強化

城南衛生管理組合や構成市町と震災等の緊急時の応援対応やレジ袋削減対策等の減量施策の推進等のために協力し連携強化に努めます。

●循環型社会形成のための新たなシステムの構築に向けて

容器包装リサイクルにおける事業者負担の拡大、デポジット制度の確立、適正処理が困難な廃棄物に対する拡大生産者責任の適用など、新たな社会経済システムの構築を国・府へ要望します。

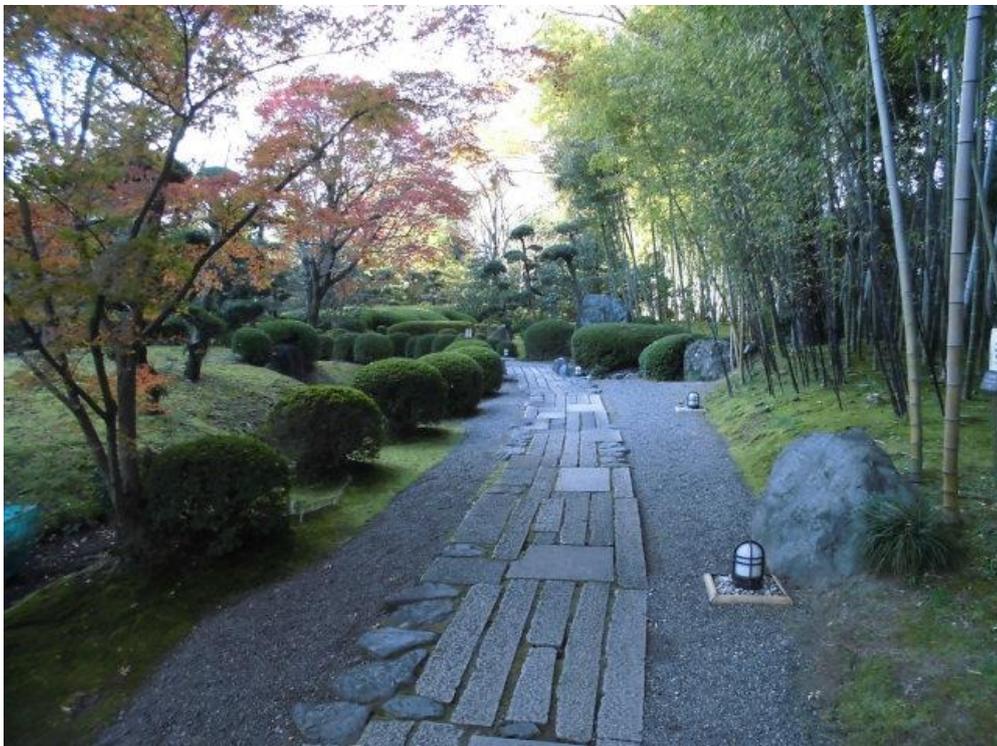
●地球温暖化対策

現行のごみ処理は、可燃性ごみを焼却する手法が主体となっていますので、焼却処理に伴って多量の温室効果ガスを排出することになります。温室効果ガスの排出量を抑制するためにも、ごみ発生抑制、再使用の取組は重要であり、市民周知を図り地球温暖化対策に努めます。

生活排水処理基本計画 編

(概要版)

人と自然が共生する
環境にやさしいまち



松花堂庭園 八幡市八幡女郎花

生活排水処理基本計画の基本方針

(1) 計画策定の基本的事項

家庭等から排出される生活排水にはし尿の他、台所や洗濯、風呂場等からの生活雑排水があり、それらの処理は公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を確保するとともに、河川等の公共用水域の水質保全・改善、さらに近年では水環境の創造を図ることを目的として行われています。

八幡市では、公共下水道の整備を昭和40年から計画的に進め、現在では主だった集落を形成している地域の整備は完了し、人口普及率では99.9%となっています。

しかし、下水道が整備済みの地域でも未水洗の家庭があり、水洗化率は98.6%となっていますので、今後も引き続き全市域への水洗化及び普及をめざします。

本計画は、廃棄物処理法に基づいて定める一般廃棄物処理計画の生活排水処理に関する計画であり、八幡市第4次総合計画との整合を図りながら、八幡市における生活排水の適正処理、し尿及び汚泥処理のあり方を策定するものです。

(2) 生活排水処理に係る理念、目標

八幡市では、以前より生活排水や事業活動に伴う水質汚濁が問題となっており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになっていきます。

このようなことから、生活排水等を適切に処理することが重要となっており、市民や事業者に対し、生活排水対策の必要性についての啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、澄んだ川の復活を目標とします。

(3) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本としては、公共下水道の普及促進とします。

市の生活排水処理対策としては、市街化区域及びその周辺の市街地や、宅地開発が予定されている区域の排水等を木津川流域関連洛南処理区については木津川流域下水道、八幡西部処理区については淀川左岸流域下水道、伏見処理区については京都市公共下水道に流入し下水道処理します。

(4) 目標年次

本市の生活排水処理基本計画における目標年度は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

生活排水の排出の状況

本市における生活排水の排出の状況は、次表のとおりであり、平成27年3月31日において、計画処理区域内人口72,992人のうち、71,844人については、生活排水の適正処理がなされています。

八幡市の下水道 公共下水道の現況(汚水) 平成28年3月31日現在

処理区 項目	単位	木津川流域関連洛 南処理区	八幡西部処理区	伏見処理区	市全体	
行政人口 (A)	人	60,276	12,071	101	72,448	
世帯数	世帯	26,332	5,911	52	32,295	
行政面積	ha				2,435	
市街化区域面積	ha	921	117	1	1,039	
排除方式		分流式	分流式	分流式		
処理方式		木津川流域下水道 に流入	淀川左岸流域下水 道に流入	京都市公共下水道 に流入		
実績	供用開始年月日	昭和61年3月31日	昭和47年3月10日	平成3年11月20日		
	供用開始区域面積	ha	1,004.09	116.71	0.86	1,121.66
	供用開始区域内人口 (B)	人	60,178	12,071	101	72,350
	人口普及率 (B/A)	%	99.8	100	100	99.9
	処理区域内世帯数	世帯	26,270	5,911	52	32,233
	水洗化人口 (C)	人	59,203	12,069	95	71,367
	水洗化率 (C/B)	%	98.4	99.9	94.1	98.6
	水洗化世帯数	戸	25,713	5,909	46	31,668

合併処理浄化槽は現在127人ですが、公共下水道計画区域内においては減少が予想されます。単独処理浄化槽については、現在、345人であり、今後は公共下水道の整備に伴って減少する傾向であります。

表-1 生活排水の排出の状況

(4月1日現在)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
1. 計画処理区域内人口	74,191	74,181	73,928	73,553	73,172	72,992
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	72,331	72,410	72,421	72,242	71,910	71,844
(1)合併処理浄化槽	232	196	97	201	138	127
(2)公共下水道	72,099	72,214	72,324	72,041	71,772	71,717
(3)農業集落排水施設	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	528	528	345	345	345	345
4. 非水洗化人口	1,332	1,243	1,162	966	917	803
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0

※ 城南衛生管理組合資料より

生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次表のとおりです。

表－２ 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処 理 主 体
(1)合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(2)単独処理浄化槽	し尿	個人等
(3)し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	城南衛生管理組合
(4)公共下水道	し尿及び生活雑排水	京都府・京都市・大阪府

生活排水処理基本計画

1 生活排水の処理計画

(1) 処理の目標

「1 基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、それについては公共下水道で処理するものとします。

表－３ 生活排水の処理の目標

	現 在(平成28年)	目標年度(平成38年)
生活排水の処理率	98.6	100.0%

表－４ 人口の内訳

(4月1日現在・単位：人)

	現 在(平成28年)	目標年度(平成38年)
1. 行政区域内人口	72,448	71,709
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	71,367	71,709

※平成28年行政区域内人口、水洗化・生活排水処理人口は、八幡市上下水道部下水道課発行の「八幡市の下水道 平成28年8月」より使用

※目標年度（平成38年度）人口は、ごみ処理基本計画の推定人口より算出

表－５ 生活排水の処理形態別内訳

(4月1日現在・単位：人)

	現 在 (平成27年)	目標年度 (平成38年)
1. 計画処理区域内人口	72,992	71,709
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	71,844	71,709
(1)合併処理浄化槽	127	0
(2)公共下水道	71,717	71,709
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	345	0
4. 非水洗化人口	803	0
5. 計画処理区域外人口	0	0

(2) 生活排水を処理する区域及び人口等

前計画策定時における平成 21 年度末水洗化率は 97.4%でしたが、平成 27 年度末でも 98.6%に留まっています。

前計画の目標年度である平成 28 年度においては、公共下水道及び合併浄化槽の整備により八幡市全域が水洗化・生活排水処理が行われる計画でしたが、100%水洗化には至っていません。

本計画では、引き続き水洗化率 100%を設定し市民周知を図り推進することを目標とします。

(3) 施設及びその整備計画の概要

表－6 施設及びその整備計画の概要

八幡市公共下水道事業の概要（平成 27 年度末状況）

平成28年4月1日現在作成

処理区 項目	単位	木津川流域関連 洛南処理区	八幡西部処理区	伏見処理区	市全体	備考
行政人口 (A)	人	60,276	12,071	101	72,448.0	
世帯数	世帯	26,332	5,911	52	32,295.0	
行政面積	ha	-	-	-	2,435	
市街化区域面積	ha	1,314.3	117	1	1,432.3	
排除方式		分流式	分流式	分流式		
処理方式		木津川流域下水道 に流入	淀川左岸流域下水 道に流入	京都市公共下水道 に流入		
全体 計画	計画面積	ha	1,314.3	117	1	1,432.3
	計画人口	人	62,608	17,660	150	80,418
	計画汚水量（日最大）	m ³ /日	36,200	10,595	95	46,890
	計画事業年度		昭和51～平成37年度	昭和46～平成6年度	平成3～平成4年度	
	計画事業費	百万円	31,219	1,356	23	32,598
計画 決定	年月日（当初）		昭和51年11月30日	昭和47年1月6日	昭和60年8月12日	
	年月日（直金）		平成28年4月14日	平成26年12月15日	昭和60年8月12日	
	計画面積	ha	1,173	117	1	1,291
	管梁延長（汚水）	m	239,092	25,220	340	264,652
	計画事業費	百万円	23,785	1,356	23	25,164
事業 認可	年月日（当初）		昭和52年2月15日	昭和47年3月8日	平成3年7月9日	下水道法事業認可
	年月日（直近）		平成28年4月5日	平成26年3月19日	平成3年7月9日	
	計画面積	ha	1,192.60	117.00	1.00	1,310.60
	計画人口	人	59,767	17,660	150	77,577
	計画汚水量（日最大）	m ³ /日	32,100	10,590	90	42,780
	管梁延長	m	246,618	23,278	295	270,191
	事業期間		～平成32年3月31日	～平成 7 年3月31日	～平成 7 年3月31日	
計画事業費	百万円	26,326	1,356	23	27,705	
実 績	供用開始年月日		昭和61年3月31日	昭和47年3月10日	平成3年11月20日	
	整備済区域面積	ha	1,010.95	117.11	0.86	1,128.92
	供用開始区域面積	ha	1,004.09	116.71	0.86	1,121.66
	供用開始区域人口 (B)	人	60,178	12,071	101	72,350
	人口普及率 (B/A)	%	99.84	100.00	100.00	99.86
	処理区域内世帯数	世帯	26,270	5,911	52	32,233
	水洗化人口 (C)	人	59,203	12,069	95	71,367
	水洗化率 (C/B)	%	98.4	99.9	94.1	98.6
	水洗化世帯数	戸	25,713	5,909	46	31,668
整備済延長（計）	km	218.6	25.2	0.3	244.1	H26年度雨水事業認可取得に伴う都市下水道から公共下水道への変更分4,655.6mと雨除く西部汚水専用管3,050mは含む

2 し尿・汚泥の処理計画

(1) 現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬から処理処分は、近隣 3 市 3 町で構成する一部事務組合、城南衛生管理組合で対応しています。し尿の収集運搬については、廃棄物処理法第 6 条の 2 の規定に基づく委託を、また、浄化槽汚泥については（浄化槽清掃業）及び廃棄物処理法第 7 条（一般廃棄物の収集・運搬）の規定に基づく許可制を行っています。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量を同組合のし尿処理施設で適正処理を行っています。この

施設は、昭和 47 年から 25 年間、日量 400kl のし尿を処理してきました。しかし施設の老朽化が進んだため、平成 6 年から更新工事が始まり、平成 9 年 2 月 28 日の竣工により、現在の新しい施設にて処理しています。処理方式は、標準脱窒素処理方式に加え高度処理し、現在の処理能力は、日量 115kl です。また、平成 23 年度までは、し尿の一部を前処理後隣接する下水道処理施設（洛南浄化センター）に処理を委託していましたが、平成 24 年度以降については、城南衛生管理組合のみで処理しています。脱水汚泥（焼却灰）については、宇治廃棄物処理公社にて処分をしています。

(2) し尿・汚泥の排出状況

し尿の排出量は、下水道の普及及び浄化槽の設置により減少しています。

過去 7 年間の年間排出量は、次表のとおりです。

表－7 し尿・汚泥の排出状況（実績）

年度	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
し尿	委託	1,681.95	1,503.24	1,478.74	1,416.70	1,161.32	1,109.60	1,099.49
	直営	0.00	0.00	0.00	0.00	9.14	0.00	0.00
	自己搬入	16.22	11.52	7.50	8.65	8.46	8.36	6.24
	計	1,698.17	1,514.76	1,486.24	1,425.35	1,178.92	1,117.96	1,105.73
浄化槽汚泥		787.14	746.69	563.77	602.74	664.78	681.96	631.54
合計		2,485.31	2,261.45	2,050.01	2,028.09	1,843.70	1,799.92	1,737.27

※ 城南衛生管理組合データ クリーンピア沢搬入量の推移より

(3) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、当面、現在の形態（次表）で実施します。

表－8 収集・運搬計画

		処理主体	対象	収集回数
し尿	定期収集	城南衛生管理組合 (委託)	一般家庭・事務所	概ね 20 日毎
	臨時収集	城南衛生管理組合 (委託)	定期収集以外に便所・家屋改造等に伴う要請があった場合	申し込みにより 随時
	災害収集	城南衛生管理組合 (委託)	大雨等で災害・伝染病等が発生し、市長が災害を認定した場合	市の要請
汚泥		城南衛生管理組合 (許可業者)	市内における浄化槽設置区域	搬入を認めた者について収集

イ 中間処理計画

公共下水道事業の進捗に伴い、し尿・浄化槽汚泥の処理量は減少傾向にあります。公共下水道に完全移行するまでは、収集・運搬・処理は、今後も引き続き現在の形態で実施します。

表－9 年間排出量（計画）（単位：kl/年）

	実績年度 平成27年度	目標年度 平成38年度
し尿排出量	1,105.73	0
浄化槽汚泥（単独・合併処理浄化槽含む）	631.54	0
年間排出量	1,737.27	0

ウ 最終処分計画

し尿処理施設より発生する濃縮汚泥については、脱水及び焼却処理した後、その残渣を宇治廃棄物処理公社にて埋立処分するものとします。

(4) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について市民に周知を図るため、今後も定期的な広報・啓発活動を実施します。



し尿及び浄化槽汚泥処理施設

城南衛生管理組合 クリーンピア沢

本計画の公開

本計画は、本市におけるごみの処理に関する基本方針を定める最も重要な計画ですので、市民、排出事業者、廃棄物処理業者等に広く周知するものとします。

平成 29 年 3 月

八幡市環境経済部 環境事務所 環境業務課
〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 75 番地
電 話 075-983-5340 075-983-1114
F A X 075-983-1603
Eメール gyomu@mb.city.yawata.kyoto.jp

